日本律令軍制の基本構造

問題の所在

的 る犠牲をも代償に軍事力を保有するのは、(どれほどの民衆的 軍制の基本構造を再構成することである。 た手段であるという自明ともいえる前提にたって、日本律令 政治の延長または継続としての戦争を遂行するために創設し 学説に依拠しつつ、軍隊とは何よりもまず国家権力にとって、 律令国家の構造と展開の規定因として国際的契機を強調する 軍制のもっとも完成された形態である。本稿の目的は、 っただなかで廃止される(ただし、辺要国は存続)、日本古代 以後ほぼ一世紀間存続して延暦十一年(売三)対蝦夷戦争のま に創設され、大宝軍防令の施行とともに制度的に確立 日本律令軍制 は 大化の軍制改革を前提に天武期以降 国家権力がいかな 本格

盤をもつかは別として)軍事力を保有または行使することに

下向井龍彦

の軍隊を創設しようとするかは、戦争という手段をも辞さな向き合っているからであり、国家権力がいかなる形態と構成

よってしか解決しえない(と認識される)切実な政治課

題

とらえることが、 題とする軍制史的視角は明確には意識されていなかっ つものであり、その範囲では重要な貢献をしたが、本稿が の継承関係、律令制成立過程を解明するという問題意識に立 究が集中したこと、第二に、 如き特徴と問題点を指摘できよう。第一に、 する政治的・社会的・経済的基盤に規定される)。 れるのである(いかいではいられない、 れたこと、である。 の傾向は、 かかる視角から戦後律令軍制研究をふりかえると、以下の 軍制を階級関係の表現または階級抑圧の手段と いかなる軍隊を創設しうるかは、 軍制研究の第一 前者の傾向は、 直面する政治課題の性質によって決定さ 軍団制・兵士制に対象が限定さ 義的課題または前提である 大化前代国制と律令制 成立過程論 国家権力の依拠 に研

事動員・戦時編成の順序で検討を加え、 則の具体的意味内容と相互連関を解明していくことである。 制の全体構造のなかに個々の論点を正しく位置づけ、 くない)、 という軍制〈研究〉の基本概念を導入するだけで解決する論点も少 二者択一的ではなく(たとえば軍政と軍令、平時編成と戦時編成 づけているのである。もとよりこれら対蹠的論点は必ずしも 権は国司か郡司か軍毅か、等々の問題が繰り返し論議されつ 毅は軍隊指揮官か行政官か、訓練主体は国司か軍毅か、軍事 徴兵基準は正丁の1/3か1/4か一戸一兵士か、兵士国内上番の 編成軍か、律令軍制の本質的役割は階級抑圧か対外戦争か、 することを妨げてきた。その結果、律令軍制は常備軍か臨時 ば軍団・軍毅・兵士の任務、 戦時編成)との連関から切り離し、令条の諸規定を空文とみ こともたしかである。だが反面、軍団兵士制を軍防令・職員 制について多くの知見と論点が提示され、実態解明が進んだ とみる視角に影響されている。 部省関係諸条を中心に、軍事行政・平時編成・共通教練・軍 ない。問題は、軍制史独自の視角と方法を明確にし、律令軍 目的は国内治安対策か訓練か、軍団は軍隊か行政機構 土制(を含む律令軍制)の個別細則の制度的意味連関(たとえ たり便宜的解釈をしてあやしまない研究傾向を生み、 令兵部省関係諸条に制度化された律令軍制全体(軍事行 頭書した視角に立って、主として軍防令・職員令兵(ヨ) またいずれかを主張することでかたづくわけでも 訓練、隊伍編成など)を正しく理解 日本律令軍制の基本 個別細 軍団兵 か、軍

構造について私見を述べようと思う。

かかる研究から兵士制

・軍団

書紀」以下六国史については、年月日のみ明示し、 は記さない。また軍防令諸条は(軍1)の如く、 らわすことにする。 紙数の都合上、史料典拠は本文中に割り書きし、 略号を用いてあ とくに「日本 V

兵部省と国司— 軍事行政

(-)文書行政としての軍事行政

的であるが、日本律令軍制も例外ではない。 成・作戦指揮に関する軍令は明確に区別されているのが 事力を整備・維持・管理する軍事行政||軍政と、 中央集権的官僚制軍隊において、戦争に備えて平時から軍 戦時の軍編

城牧、 国司の職掌の一部に「兵士、器仗、鼓吹、郵駅、 わたる (職員令兵部)。 かかる中央における全国的軍 おける兵力量・諸国割当量の算出・答申、など広汎な内容に 出する軍事行政関係公文の受理・審査・集積、比軍事動員に 理、四造兵司の兵器生産、回鼓吹戸教習、()諸国朝集使の提 器・牧・兵馬・公私馬牛・公私舟檝舟具・城隍・烽火・郵駅)の管 と、(一)武官人事、(二兵士歴名簿の管理、(三軍事手段・施設(兵 五官司が担当した。具体的に兵部省軍事行政の内容をみる 軍事行政は、太政官管隷下の八省の一つ兵部省とその被管 過所、公私馬牛」(

版員令)が含まれていることから明ら 伝馬、烽侯、 事行政は、

《紫紫紫zan)、「凡官私馬牛帳、毎年附11朝集使1、送11太政官部1、勘校訖、二月卅日以前録進」(〒42)、「城隍等以z帳知耳」(〒42)、「其国郡器仗、毎z年録z帳、附11朝集使1、申11兵 二六巻四 式にもとづく帳簿作成、 姓牛馬帳」をあげる。このように、諸国に存在する兵士・兵 等に規定され、『政事要略』(産り)は「朝集公文」の一 名簿二通」、……一 このことをさらに具体的にみると、「凡兵士以上、 か 馬帳一巻、 兵士歷名簿四巻、点替簿四巻、儲士歷名簿一巻、烽守帳一 たんなる机上のプランでなく、現実に実行されていたことは、 して兵部省に集積されることになってい て「国器仗帳、公私船帳、 □ (應枚令官私)、「凡官私船、 一条のうち、天平五年十月二十一日に進上された「公文」 出雲国計会帳」解部に、出雲国から弁官に提出した「 の提出を通して、全国的規模で調査された軍事力データと なように、地方諸 公私馬牛・公私船は、 とあることから疑い 紙の内容が「考文一巻、考状一巻、兵士簿目録一 繋飼馬帳 駅馬帳 伯姓器仗帳 通留」国、 国 一卷、 一巻、 の日常的行政に全面 国司が派遣する朝集使による太政官 郡司器仗帳、 駅家鋪設帳一巻、 国司による毎年の調査、一定の範 伯姓牛馬帳一巻、 每」年具頭二色目、 巻**、** ない。 一通每、年附;;朝集使 津守帳 また後欠ながら、 駅馬帳、 たのである。これが、 的に依存して 兵馬帳 伝馬帳 公私船 勝受斛斗、 駅家帳、 C1送;1兵部 、皆造;1歴 巻、 部とし + 解文 V١ 月下 破

> 準備された雑公文であることがわかるの 旬に進上しているところか 内容からこの公文のまとまりは兵部省に提出するため ?ら朝 集使関係 であ の雑公文であ る。 ごるこ

目

之備、 規模渡海作戦 用二之征伐 | 曰二兵器 | 」 (醫養解解)、「知二私馬牛 | 者、 ことだった。公私船の把握目的については明証を欠くが、 的には、「征討」「征行」(=対外戦争) 行之日差発 | 故」(驟員會兵馬司)、「軍旅之役、吹角為」本、 れていることはまちが 的 か かる兵部省の帳簿による全国軍事力データの集中 は、「差発兵士、謂、 鉦鼓為 ν 先」 (職員令鼓吹司条集解所引) などの文言から、 (朝鮮半島への侵攻) V な 差11遣衛士防人1及征討 の可能性を想定して構 のときに「差発」 也」「 管 為11征 窮極 理 O

動員に備えたものであることを明らかにした。 書行政として行われたこと、 から朝集使を通して進上された雑公文の審査・ する全国軍事力データの集中管理であり、 以上、 兵部省の軍 事行政が国司 その目的が、 の 日常行政に全 対外戦 具体的には 集積 争 面 という文 的 お 諸 に けける 国司 依

(=)徴兵事 務

は、 (士役から排除されていた(軍36)。 Ŧ 徴兵事 雑徭六○日に相当する「国内上番」六○日であり、 、士役は、 言 0 軍 中事行政 務 公民にのみ賦課され、 **介**兵 の根幹は、 **土簡点」**) である。 兵士歴名簿作成 また平時 有位 者 (官人) の兵士役 の 前 提 と賤 作業 送本本 兵士 民 は

なる。 力点をおいて、公戸一戸一兵士を原則としつつ、公戸間 役は、 設定したと考えたい。もっとも、一国全体の兵士総数 担不均等の調整基準として「毎;|三人|取;|一丁;」の規定を 人に一人か解釈はわかれるが、むしろ「同戸之内」の文言に 簡点される(〒3)。 「毎11三人1取11一丁1」 が三人に一人か四 男子) から「同戸之内、毎||三丁|取||一丁|」という基準で ている (太安生条)。 かかる兵士は、正丁 (二一歳~六○歳の公民 ったん創設されると国内軍団数によっても規制されることに ・正丁数によってだけでなく、基準兵力1000とする軍団がい 時期は下るが、「筑前国四千人 団四」(スド、カ、ロタト) 公民の律令国家に対する徭役労働の特殊な形態とみる それゆえ兵士は徭役(雑徭と庸)を免除され 似に戸数 の負

氏名・年齢・年齢区分と同筆であるのはそのためである。 て新年度計帳を作成、 掛りに、 麻呂、年廿七、 書にみえる、ハ「弟海部得安、年廿七、 ていたのである。「 律令制的支配の根幹をなす国司の民政事務に全面的に依存し に行われる(軍36)。 一男伊福部有床、 兵士簡点の具体的プロセスを復元すれば次の如くで 実際の兵士簡点作業は、毎年作成される計帳を資料 まず郡は、前年度段階の兵士をそのままひきうつし 正丁、兵士 (解) の兵士記載を含む三筆を手、年卅二、 正丁、新兵士」、(八] 男神戸赤 「因幡国戸籍」(x#in)と称される計帳様文 すなわち、兵士簡点は、計帳作成 国衙に提出する。川川の兵士記載 正丁、兵士」、印 という

載から、

律令軍制の大前提である兵士簡点・歴名簿作成の手

参照。

士」と追筆する(回)。この作業を「点替」という。前記しるための新規「入軍」者は、年齢区分(正丁)の下に「新兵 より、 衙は兵士簡点のさい、年齢・疾病・死亡・出身などの 兵士歴名簿を作成し、「解」(とく)記載の「出軍」 士が確定すると、計帳から新年度兵士を抽出して一国全体の 載のままである(⑴)。この「点替」作業によって新年度兵 郡段階で計帳が作成されたときひきうつされた前年度兵士記 れに関わる帳簿であろう。「点替」の対象とならない兵士は た出雲国計会帳にみえる朝集公文のうち「点替簿四巻」はこ 士記載の下に「解」(とく)と追筆し (い)、その欠を補充す 除隊(「出軍」)させる者については、新年度計帳 者と「新

軍」者には「出軍」通知、「入軍」者には配属軍団 兵士歴名簿は、最低限「其国其団隊正姓名之部伍其郡人之類」 帳簿と軍団別帳簿を作成していることを示すであろう。なお、 名簿四巻」「点替簿四巻」を進上しているのは、一 各軍団に交付する。管内に三軍団を有する出雲国が「兵士歴 所属「隊伍」を決め、軍団別の兵士歴名簿・点替簿を作成し、 名簿と点替簿をもとに、国衙は新規「入軍」者の配属軍団 国全体の兵士の異動状況の把握のため)。 この 一国 全体の兵 士歴 兵士」 記載の「入軍」 者を抽出して「 点替簿」 を作成する (一 伍」通知が、郡―郷を通して下達されたであろう。 (〒31) がわかるような記載形式であったと思う。そして「出 以上、因幡国計帳の「新兵士」「解」(とく) という別 ・所属「隊 国全体の

あったのである。 ある計帳作成事務に依存・便乗することによってのみ可能続について推定した。その作業は、国衙の一般行政の根幹

でで

三兵士装備の調達

係するのか。 解は「私傭」という)と「様」にもとづく規格品生産はどう関 衙で生産するという規定もある(賞籍令賞籍軍器系、職 された器種を「自備」するという規定があり(〒7)、兵 は公定された統一規格 (「様」) にもとづいて造兵司および国 は装備の自己調達義務があったかにみえる。 れた。兵士装備は、隊単位・火単位・個人の三段階 士装備 の調達・ 配給も、 国衙の行財政の一 だが一方で兵器 部として行)。「自備」(義 で、 仕に 指定 わ

ば修理用度だけで雑用稲総額の約四%であった。上されているが (延覚)、天平九年(宣志) 但馬国正税帳によれ器仗」料稲、「年料修理器仗」料稲が国衙年間用度として計

動員にあたって、兵士は軍団兵庫 軍時に代価を徴収され、 調達した思い思いの武器で装備するということではなく、 類推すれば、兵士装備の「自備」とは、 ことは、朽損分補充を目的とする「年料器仗」生産枠を越え 代価を支払わせるという規定である(〒41・42)。 ある (垣)。ここで注目したいのは、兵士が過失により自己装 所,出、納,庫之後可;|官物;] つけ出動するのである。 しておくことだったと思われる。そして平時の勤 て製作した規格化された装備の配給をうけ、軍団兵庫に収 た武器生産が行われたことを示すものである。このことから それを料物として国衙が製作することを示唆してお 備を破損した場合、兵器そのもので弁償させるのではなく、 の虚帳・無実の摘発に前司が塡償責任を負うのはそのためで とみてよい。破損兵器を国司が補充・修理し、さらに交替時 た。「官器仗」とは、兵庫に貯蔵された兵士装備を含む概念 され軍団兵庫に収蔵されて国司軍毅の厳重な管理下に置か ところで兵士が入軍時に「 国衙が統一規格(「様」)にもとづい 「自備」した装備は、「 (交替雜事 から出給された装備を身に) の如く**、** 決して入軍時に自己 代価徴収 務 「官物」と ŋ, 雖...兵 辞の その は、 れ 士

生産であったとみてよい。天平期の諸国正税帳をみると、一造

維持するための不可欠の物質的条件である。とを端的に示すとともに、均質な内部編成の軍事力を創設とを端的に示すとともに、均質な内部編成の軍事力を創設 方式は、 た各種兵器を生産・補充・修理・配給 度化された行財政行為の一部として、規格によって統 して兵士労働力によって製作・修理したのである。国司が制 料・「年料修理」料として計上された正税を料物とし、 を料物とし、自然朽損分補充・修理のためには「年料器仗」 る行政上の義務を有するとともに、新規入軍者分お いた。新規入軍者分と兵士過失破損分は兵士から徴した代価 分の装備を「様」にもとづいて製作・補充する義務を有して して「官器仗帳」「百姓器仗帳」を作成し、 律令軍制の建設・維持が一般行政に依存しているこ ・管理する以上の如き 太政官に提 よび 一され

されたことになる。

軍団内部も、軍防

令

兵団であり、一戸一兵士が原則ならば、

配属される。

軍団

は基準兵力量

点された兵

八士は、

軍防令に制定され

ほぼ二〇里 (二~四郡) ごとに一個設置

れた特殊な外交政策として遂行しうる前提だったのである。司による平時の軍事行政が、対外戦争を国家によって計画さ行政に全面的に依存していたことをみた。かかる兵部省―国用の一部として行われたこと、とくに兵部省による全国軍事用の一部として行われたこと、とくに兵部省による全国軍事本節では、平時の全国軍事力の整備・維持・管理が、太政本節では、平時の全国軍事力の整備・維持・管理が、太政

第1表 軍団の平時編成

	第1表 軍団	の平時編成	
各級指揮官	統率兵士数/(人)	統率隊数/(個)	指揮官数/(人)
軍 毅	1,000	20	(正)1,(副)1
校尉(二百長)	200	4	5
旅帥(百 長)	100	2	10
隊正(五十長)	50	1	20

共有)、後者は戦時の基本隊形(「陣列之法」)における隊の内各軍・野営の単位であり(テント・炊事用具・工具を位の火と五人単位の伍に分割されるが、前者は二個の伍より戦術単位であったことを示す。一方、隊の内部は、一〇人単戦術単位であったことを示す。一方、隊の内部は、一〇人単戦術単位であったことを示す。一方、隊の内部は、一〇人単戦術単位であったことを示す。一方、隊の内部は、一〇人単戦術単位の火と五人単位の大と高人の基準によってはならない(世野の教育

他は歩兵隊に編入される。一隊のなかに 大式によって、第1表の如き平時編成(兵 大式によって、第1表の如き平時編成(兵 大式によって、第1表の如き平時編成(兵 大式によって、第1表の如き平時編成(兵 大式によって、第1表の如き平時編成(兵 大がに区分され、隊を基本単位と とする隊に区分され、隊を基本単位と 区分される。兵士ICOO人は、五〇人を単 に制定された画一的方式によって編成・

一 平時編成・軍団・軍毅

軍団と教習―平時編成と共通教練

1000人のれた軍団に

的基準によって設置され

を収

納

て 鼓

ŋ

教

練に

おお

V١

ては

個

人装備だけ、

戦

時

動

蒷

域

内人民に対する伝統的

人格的支配

関

係、

在

l地首長 在

の

徭

たと推定される。

軍団

|兵庫

に

は

別兵士・

火

隊各

単

位

ħ

詮

大角

少

角

の指揮具、

軍 個

団

旗、

弩など大型

係ではなく、

郡司

と公民の支配関係と同

様に、

地首

0

領

るが、 部単 するのでは 民政組織の里―保―戸と密着して構想されたことは認められ する兵士歴名簿に明確に記載され 土で構成されることをあえて避けるように隊伍編 位 同 里§ . (一つ 別兵 なく、 (同保) 士の各級 'の楯を共有) 兵士歴名簿作成の段階で同一 出身兵士がそのまま同隊 単位集団 である(軍7・32)。 _ へ の た。 所属 なお、隊―伍―兵 関 軍 係 団 は、 内部 (同伍)を構成 里: 国衙 成がなされ 0 編 出身兵 が 八士が、 成 作 **反** 成

たらし

成、 毅・ からの指 団施設の 兵場があったと思わ て構成されていた。 であることは、 でもあった。 如き内部 (軍性) に端的に示されている。 る兵 囚人・ 団はまた、 士歴名簿を原 日常的管理、 編成の兵 示の施行、 (書記官) らの官人と一 兵士制の 軍物・京進物の逓送などの行政事務を、 軍団 国司 \equiv 六士集団 が 冒 運用 国司 国衙 れる。 軍団施設として、 が 簿とし、 O 上番中の兵士の生活管理を行る。軍毅・主帳らは庁舎に直 ~ 行 が国司の指示によって行わ を統制 毅の詮擬 の 政 への報告、兵士の召集、 行政的統制をうける 的 軍団印を押捺しなが 統 行政機関としての軍 制 ٠ 定の施設を含む官衙 権・ 運用する、 . 監 庁舎・兵庫 考課権をも 音をうけなが 国 個 諸帳簿 つこと ら施行 0 の 保管 下位 団 ħ 行 5 によ は、 ること 政 機関 国衙 右 機関 の 軍 練 て 7 作 0 軍 Ø

> さい のとおりだとすれ あるが、そのためには整地された練兵場が不可欠である。「 7 集団 たことになる。 には収 段原」などの地 後述の如く隊単位 0 合宿用 兵 納 舎 装備 は として不可欠の施設 明証 のすべてを出給することになっ 名が軍団跡地に比定されてい は 団 「の「陣法」にもとづく整 ない はかなりの が 教 である。 練 広さの練兵場をも の ために 平 時 上 列 て Ó るが、 番 教 V١ 行進 練 中 た の兵 の 団 デ 中 て

心

統制 の んに軍 同じであり、 武芸可ゝ称者」から任用される規定になっており(軍エズ 教練 (「調習弓馬」)、 軍団条が規定するとおり、 官が軍毅であ に たようである。 以上みたように、 陣列」統制 は副次的任務にすぎない。 所属兵士を管理・ (一検校兵士」)、 正税帳」などにみえる防人・囚人・文書の逓送 官位非相当・終身などの点でも郡司の任用規定 防令という制度によって上から一 実例からみても郡司 る。 (「簡閱陣列」「軍行之陣列」「陣法共知耳」) このことは、 軍 四平時の「 口兵士装備の 律 毅 運用する行政機関でもある軍 令軍 (大毅・少毅) の基本任務は、 (-)平時 制 の平 軍毅は 軍 陣列」(基本隊形)教 一毅と兵 記給 時 クラスの 戦時の軍団兵士の 編 成 「部内散位 (「充備戎具」)、 方的に設 士の指揮 の 在 単 地首 位 であ 定定さ |勲位 関 長 公が任 練と戦 る 団 係 及庶人 職 とほ などの 監督 (三) 0 ととも であ ,戦技 員 指 た 令 哥 時 ぼ 揮

兵士として表現される在地首長と領域内人民の支配・隷属関だがそれを下から支え現実の運用を可能にしたのは、軍毅―の行政権力によって上から設定しなければ形成されえない。国画―性は、軍防令の規定にもとづき太政官―兵部省―国司国画―性は、軍防令の規定にもとづき太政官―兵部省―国司国共士の規律違反に対する軍毅の笞罪専決権は、その端的な団兵士の規律違反に対する軍務の笞罪専決権は、その端的な団兵士の規律違反に対する軍務の笞罪専決権は、その端的な団兵士の規律違反に対する軍務の笞罪専決権は、その端的な

二、共通教徒

係だったのであろう。

たえうる戦闘力に鍛え上げていくことだった。したがって、たえうる戦闘力に鍛え上げていくことだった。したがって、たえうる戦闘力に鍛え上げていくことだった。したがって、たって、海川本番」、毎」番十日、教川習武芸」、必使川斉整」、令条以外、不」得川雑使」」(愛男子)などに見る如く、軍団別に一〇件、不」得川雑使」(愛男子)などに見る如く、軍団別に一〇件、不」得川雑使」(受男子)などに見る如く、軍団別に一〇件、不」得川雑使」(受男子)などに見る如く、軍団別に一〇時間(したがって各番一〇日ずつ六回)、軍団に上番して軍毅から訓練をうけることであった。このように「兵士は比較的短ら訓練をうけることであった。このように「兵士は比較的短ら訓練をうけることであった。このように「兵士は比較的短ら訓練をうけることであった。このように「兵士は比較的短ら訓練をうけることであった。とだった。したがって、たえうる戦闘力に鍛え上げていくことだった。したがって、たえうる戦闘力に鍛え上げていくことだった。したがって、東北は、教練によって一個の戦闘力に転化する。

軍団での兵士教練を中心とする国内上番規則を定式化した不」得;|雑使;」はその規定である。慶雲元年六月三日勅は、役することを制限するよう立法化されている。「令条以外、上番中の兵士をできるかぎり教練に専念させ、他の目的に使

「格」にほかならない。

うである。たしかにこれらの史料は、国司が国府で上番兵士 試の関係も、国司の軍団兵士制への行政的関与・統制の 提としてのみ存在したのである。そして、 異なるのは当然なのである。すなわち、国司による上番兵士 雲元年格が定式化した国内上番の□○人一番一○日交替制と 上番兵士」制度が、二〇人を一番とし五日間交替であり、 リットシステムも用意されていた (郷倉水)。この「国司簡試・リー」 査定(「簡試」)する制度であったと思われ、能射人への給禄 した番上兵士を、さらに国府に集め、国司が習熟度を実際に だがそれは、軍団で定期的教練をうけ一定水準の習熟度に達 を「簡試」「教習」する制度が存在したことを示している。 「国司依」格、毎」番教習」(煌三、型作四、) などがその論拠のよ である。「番上兵士集;;国府 | 日、国司次官已上、[__ (射田地子で交易した軽貨を給与)・兵部省への報告というメ 「諸国試兵之法」(スビナムタギ)、「国司簡試上番兵士」(延舊兵)、 ところで、兵士教練の主体が国司だとする見解があるよう]止節度、兼撃剣弄槍、発ゝ弩、抛ゝ石」(無三、天平勝宝五、)、 かえって軍団での軍毅による兵士交替訓練制を前 軍団教練→

であり、その意味でなら国司が兵士教練の責任主体(実際に

)内容・方法は規則化されていたと思われる。

武芸--基本戦技。

軍毅の

職掌に

「調習弓馬」

軍職

が

ぁ

1

前引慶雲元年格は兵士上番の目的を「教」習武芸」」と

剣弄槍、

発弩、

天平勝宝五年格は、 抛石」をあげるが、

国司簡試の内容として「

墼

それは衛士の「教習」「試

試練、知:| 其進不 | 」(〒11)と規定される衛士の場合の「教習」と Ξ 確認できたと思う。 練指揮官は軍防令の規定どおりあくまで軍毅であったことが あった。 府之日、便習二五教一、事具二別式一」(天平宝字元、王)も同 西海道七国兵士合一千人 | 宛 | 防人司 | 、依 」式鎮戍 山、 用」刀、弄」槍、及発」弩、抛上石、 「試練」との関係と同じであり、さらに、防人の「宜ト差ハ 【府での 「練するのではない) といってさしつかえない。 以上によって、兵士教練が軍団練兵場で行わ 簡試という関係は、「今下於二当府」、 至11 午時1各放還、 軍団での 其集い 仍本府 教 戸様で 練

定された練兵操典(別式)にもとづいて、画に一般化すれば、軍団兵士の教練・簡試は、 精神教育、 具体的に規定されていることである。このことを軍団 されるのは、「五教」と称される教練規則が「別式」 ることになっていたことになる。教練の主要な部門は一武芸 基本戦技、口「陣法」||基本隊形にもとづく基本戦 次に教練の具体的内容についてみてみよう。 、集」府之日、便習||五教|、事具||別式||」の文言 であったと思われ、それぞれ「式」 全国統 的に 右に引用 によって教練 実施 一的 として で注目 兵 心され に制 した 士 痸

る。

練」の内容、 発弩・抛石などの基本戦技を教練したのである。 いうべき「式」にのっとり、上番兵士に射芸・ 存在を想定させる。すなわち軍毅は、「教習武芸式」とでも 一致する。 軍団兵士・衛士に共通する武芸教習・試練 「弓馬、用」刀、弄」創、及発」弩、抛」石」(軍1)に 剣 規則 弄 ほ の ぼ

動員 軍団兵士の 国軍三万人教:|習騎射;、試中練軍陣上](四、七条)、「悉赴二弓 ければならない。 将軍の号令どおりに進退動静する戦術単位を形成しておかな のために平時から個別兵士を教練して、 組んで行進・戦闘する歩兵集団戦であっ 戦時編成された「軍」が、将軍の号令どおりに整然と隊列 団兵士は実戦において戦闘力としての威力を発揮するの いい、「陣法」教習と「武芸」教習が結合してはじめ .ないところである。 (32) 軍団軍毅の職掌の一つに「簡閲陣列」があり、 (征行) に備えての実戦的教練を指示した「 兼調二習五行之陣1」 ||陣法|||基本隊形と基本戦術。 教練の基本が 律令軍制では、この教練を「陣法」 「陣法」教習であったことはまちが (+一、+七条)などの例が示すように、(天平宝字五、)などの例が示すように、 律令軍制の基本 基本隊形を崩さず、 したがっ 教上坂東九 また戦 戦 て、 教習と ζ, であ 術 を は 時

後列 を組成することから出発する。 楯列レ後、 令行軍叙勲条義解に「陣列之法、一 陣法」教習の第一歩は、 廿五人為二次鋒 | 之類、 楯別配||兵五人|、即 凡未、戦之前、預定二先次鋒 個別兵 律令軍制 以二前列廿五人一為二先鋒 士を整列させて基 隊十楯、 の戦 時 五楯列」前、 編 成 隊 防 五 形

った。この「陣列之法」は、平時編成の基本単位である隊(五前にあらかじめ定められ、戦闘終結まで一定不変の単位であ術単位一隊五○人を基礎に組成されており、それは戦闘開始列五楯二五人という基本隊形(陣列之法=陣法)を形成した戦とある如く、一隊一○楯、先鋒=前列五楯二五人、次鋒=後

番規則を団別一○番=一番二隊100人(ただし全兵士が歩兵と番規則を団別一○番=一番二隊100人(ただし全兵士が歩兵とは隊単位に行われることになり、慶雲元年格が軍団兵士の結に移行することを示している。したがって軍団での兵士教練

である隊伍が、そのまま戦時編成の基本単位の「陣列之法」○人)−伍(五人)に対応しており、平時編成の算術的区分

令」が、「兵士之耳目」となって「進退動静」を秩序づける を対いているのはそのためである。 想定した場合)と定めているのはそのためである。 想定した場合)と定めているのはそのためである。 想定した場合)と定めているのはそのためである。 想定した場合)と定めているのはそのためである。 想定した場合)と定めているのはそのためである。 想定した場合)と定めているのはそのためである。

律令軍制の基本戦術をよく示している。

の頒布・教練という関係を裏書きするものと思われる。

ところでこの全国統一的に制定された「陣法」教習のため

が、隠岐国司の申請により太政官は「鼓吹司陣法式一通」を 習わせているのも(サド、)、中央での「陣法式」 行われ (亞ペニ゚+)、二年後の十二年、全国に詔して「陣法」を 武十年(<;式)三月、天武天皇臨席のもとはじめて鼓吹調習が ていたのではないかという推定に導く。律令軍制形成期の天 づいて鼓吹兵教習と上番兵士に対する「陣法」教習が行われ の練兵操典として全国の軍団に頒布され、「陣法式」にもと では、中央(兵部省)で制定された「鼓吹司陣法式」が共通 書写して頒下している。このことは、本来、律令軍制のもと 八月十日、おそらく新羅海賊に対する警固のためと思われる ない。 律令軍団制廃止から半世紀以上を経た貞観十二年(マキロ) 術の音声的表現でもあるのが、「鼓吹司陣法式」にほかなら 鼓吹兵の教練の共通規則となり、同時に、律令軍制の基本戦 行われなければ意味はない。この中央鼓吹司―地方各軍団 う各軍団が行う鼓吹兵士の分番教習とは、共通規則によって 央鼓吹司による鼓吹戸人の教習と、「凡軍団、各置||鼓二面、 吹を発声させ内部の各「陣列」に伝達するのであるから、中 様が各軍団に伝達され、軍団はそれをうけて所属鼓吹兵に鼓 令は、将校団直属の鼓吹司鼓吹戸人の発する鼓吹の節数 大角二口、少角四口 | 、通||用兵士 | 、分番教習」(軍3)とい 士の教習が先行しなければならない。 かかる兵士の「進退動静」教練は、その前提として鼓吹兵 また、 戦時の将軍 制定→全国 Ó 墼

である。

を設営する。

戦場と本営(「儀」は「塞陣」とする)に擬

した

まず教練開始前に教練を行う場

態と内容にせまってみたい。

う。 旧彰考館本(焼失)が「貞観儀式鼓吹司陣法式」の表題含んでいるとみてまちがいない。「儀」の一写本と思わ 下 たいのが、『貞観儀式』(#) [三月一日於鼓吹司試生等儀』 O 吹司陣法式」に基本的に一致することが明らかになったと思 述が、律令軍制の基本隊形・基本戦術の音声的表現である「鼓 するのはそのためである。 吹司陣法式」と密接に対応し、その内容のほとんどすべてを 致していなければならない。つまり『貞観儀式』「儀」は「鼓 したがって鼓吹試練の内容 的も兵士簡試と同様、教習の習熟度を試験することにあ た行事と考えてさしつかえないだろう。そして鼓吹試練 にまで溯れるほどであるから、大宝律令施行当時から行われ に天皇臨席下で鼓吹調習が行われており、その起源は天武朝 郷」」とあり、また前記の如くすでに天武十年三月二十五日 箇月間、教;|習鼓角]、以;|三月一日|試;|習才業]、即帰;|本 にも「兵部式吹部等、起二十月一日」、尽二二月卅日」、 軍団兵士の「陣法」教習の実像が明確になる。 **、だろうか。これが明らかになれば、律令軍制** 操典たる一 (儀」)である。この三月一日鼓吹試練は、 鼓吹司陣法式」 を手掛りに「陣法式」にもとづく教 は、 以上によって、「儀」の詳細 はいったいいかなるも 鼓吹教習の内容に基本的 法式」の表題を有 職員令集解 ここで注 の基本戦 Ō 練 れる な記 に 目し ŋ っ 0 Ó 術 実 Ħ

> う_。 鼓吹の節数・ 解軍――における兵士陣列の進退動静の秩序が、 肉声による号令、 手・楯領とともに進退動静する。 れた鼓吹生が号令に対応する節数・撃様で鼓吹を演奏し、 号令内容の解説を行う。それをうけて将軍隊・楯領隊に擬さ る。試練は吹部の一人が進行役となり、肉声で号令を発 次に、弁・史・兵部省官人らの審査官を前に、 擬され、それぞれ鼓吹・軍旗・楯が配当され、 と付属鼓吹兵)と「楯領隊」(軍毅率る兵士陣列と付属鼓吹兵)に を立てる。「儀」 進路にあわせて枡目状に区画し、停止・方向変換地点に標識 区域を設定し、 たものである。 応する兵士の陣列の進退動静を、試練の順序にそって表示し は前述した軍団練兵場で教習、 陣・戦闘開始 次に「儀」では試練をうける鼓吹生は「将軍隊」(将 撃様 (== 音声) に変換することで表現されるの その内部 行軍の全行程— では鼓吹司前庭が教練場になるが、 号令に対する鼓吹の節数・ 戦闘・戦闘停止・戦場退去・戦闘終結・ を 鼓吹・将軍・ 国府で試練ということになろ -時報・起床・着装・ 第2表は、 兵士陣列 撃様、 その号令項 定位置につく。 将軍 試練がはじま 集合・ それ 0 0)号令を 軍団 列 に対

際に動かして行えば、国司による国内兵士の「陣法」試 であるが、 なる。そして、 かない。 さて、「儀」は鼓吹生の試練だから兵 この試練と同 軍団 試練は、 での定期教練 (国内上番) じ形式によって、 教練の全教程を一度に実演させる 土陣 玉 では、「陣法」 府で兵士 列は実際に 陣 列 の全 を実 練 は

程を修得するのである。その結果を、年一度まわってくる「国るのであろう。軍団で軍毅―隊正の指揮官から、年間六〇日一上番兵士は、軍団で軍毅―隊正の指揮官から、年間六〇日一上番兵士は、軍団で軍教―隊正の指揮官から、年間六〇日一上番兵士は、軍団でも、まず鼓吹兵士に「陣法」の全教程を修得させ、ついで個別兵士に鼓吹の節数・撃様とそれに対を修得させ、ついで個別兵士に鼓吹の節数・撃様とそれに対を修得させ、ついで個別兵士に鼓吹の節数・撃様とそれに対を修得させ、ついで個別兵士に鼓吹の節数・撃様とそれに対を修得するのである。その結果を、年一度まわってくる「国とを修得するのである。その結果を、年一度まわってくる「国とを修得するのである。その結果を、年一度まわってくる「国とを修得するのである。その結果を、年一度まわってくる「国とを修得するのである。その結果を、年一度まわってくる「国とを修得するのである。その結果を、年一度まわってくる「国とを修得するのである。その結果を、第一度を持ている。

有」坊、或臨」陣難」列、或聴」鼓易」迷」(示學三、)という混乱 会選投入された上野下野両国臨時急造軍の「会合参差、整頓 たるのである。逆に教練が徹底していない「軍」がいかにぶざまな である。逆に教練が徹底していない「軍」がいかにぶざまな である。逆に教神がは、軍団兵士制停廃後一世紀近くたった元慶 に表すした、全国統一がは、軍人、という混乱 を表する。というによって、

(具精神教育。『万葉集』には、「今日よりは顧みなくて大君

を免除される特典をもつ、兵士中の「家富堪」養者」にあた

の定期教練)と「雑駈使」(兵士にかかる守衛・修理などの雑役)

の「調習」の義務を有するかわりに、「国内上番」(年間六〇

ぶりがよく示している。

馬 | 者」(〒2) が編入されるが、この「便11弓馬 | 者」は、厩 練における審査基準の一つに「臨」敵振」威、向冐;|万死|、 情はおしころされている。上からの意識的な「皇軍」教育、 や不安を切々と歌う他の一群の防人歌にみえる素朴な人間感 収録されている。これらには、父母や妻子との別離の悲しみ った「皇軍」意識を強調する絞切り型の防人歌がいくつか(3) の醜の御楯に出で立つわれは」(四三七三)のような、気負 牧令が規定する、騎乗用軍馬の飼育と「郷里側近十里内」で ならない。騎兵隊には兵士に簡点された者のうち「便」弓 である騎兵隊の教練の特殊性について指摘しておかなければ 練について論じてきたが、最後に歩兵隊からは独立した兵種 は、そのもっとも組織的・効果的な場であったと想像される。 観(新羅敵視・蝦夷蔑視)を公民に教化する機会は他にもいろ ことを物語っているといえよう。律令天皇制・「蕃国・夷狄」 育・「蕃国・夷狄」観教育が教練の一部として行われていた ての一般的敢闘精神とともに、定型化された「皇軍」意識教 ことは、軍団での定期教練中に、上番兵士に対して兵士とし 不ゝ顧二一生」」(トミーエーボ)という項目があったらしいが、この いろあったであろうが、軍団での定期教練、国司による試練 「蕃国・夷狄」観教育の産物にほかなるまい。国司の兵士試 (四) 、騎兵教練。以上、歩兵隊を念頭において軍団での定期教

のである。

司簡試上番兵士」において、国司の前で実演し査定をうける

第 2 表 **【貞観儀式】鼓吹司試生儀**

戦果・損失の報告、	〔将軍〕大鼓三段撃ツ。	隊々ノ長ヲ呼べ	
	〔将軍〕鉦三段撃ツ。	ト止メヨ 兵 治メ軍ヲ動カスコ	
	[将軍] 大角一節吹ク。	今ハ将軍馬ヨリ下リム	解軍
四節	こい白皮ヲ鞏加ヘレ。 【楯領】左鼓ヲ道往鼓ニ六段ヲ一節トシテ三節撃チ、	楯領モ塞ニ入ラム	
小角ノ	竟リニハ、諸鼓答へテ撃チラク。 〔将軍〕小角吹上ゲニ吹キ、鼓ノ輪撃チ、皮撃チ、小	今ハ将軍塞ニ入ラム	帰陣
<u> </u>	行撃チ答フ。 「「「「」」 「一」 「一		
<u>îi</u>	こ九役ヲ一節トンテ三節撃ソ。 【将軍】大角一節吹キ、小角一節吹キ、左鼓ヲ撃下ゲ(エ)	今ハ政畢リヌ	戦闘終結
	二ハ右鼓ヲ撃加ヘテ退キ往ク。		
四節	、「はりとコントとことである。「「「「」」である。「「「」」である。「「「」」である。「「」」である。「「」」である。「「」」である。「「」」である。「「」」であった。「「」」であった。「「」」であった	楯領モ退キ往カム	
	[将軍] 左鉦五段撃ツ。		
四 節	こハ右鼓ヲ撃加ヘテ、退キ行ク。 〔将軍〕左鼓ヲ道行鼓ニ六段ヲ一節トシテ三節撃チ、	今ハ将軍退キ往カム	戦場退去
テ 一	〔「楯領〕(此ヲ聞テ)左鼓ヲ撃下ゲニ九段ヲ一節トシテー		
	【将軍】左鼓ヲ撃下ゲニ九段ヲ一節トシテ三節撃ツ。 (1) 日は見りの舌見」を見る。	戦ニ入レル軍ヲ留マレ	戦闘停止
亦 令	寺凶戎道尔記者一参考。略記』寛平六年九月五日条「善友立楯令調弩、		
大声を	発す)。 発す)。 発す)。		戦闘開始
相 撃 ツ	コト三段。 〔将軍〕〔楯領〕(此ヲ聞テ)左右大小角、諸鼓鉦、相撃〔将軍〕右鼓ヲ領鼓(Ξ)ニ五段ヲ一節トシテ三節撃ツ。	今 ハ戦へ	戦闘態勢
	〔将軍〕左鉦ヲ五段撃ツ。	留 (トマレ)	布陣
デ 三	節撃チ、四節ニハ左鼓ヲ撃加フ。 〔楯領〕(此ヲ聞テ) 右ノ鼓ヲ進鼓ニ六段ヲ一節トシテ三		
同 鼓	ヲ進鼓(๑)ニ六段ヲ一節トシテ三段撃ツ。【将軍】右鼓ヲ撃チ上ゲニ九段一節トシテ三節撃チ、	今ハ楯領ヲ進ミ行ケ	進撃
成し	〜喧しく撃つ)。 輪撃チで呼応)。小角ノ竟リニハ、答鼓撃チエラク (激し		
じく	鼓ノ輪撃チ(7)、皮撃チ(8)、諸鼓撃チ(全軍の鼓が同じく【将軍】(出デ往ク楯ヲ見テ)小角吹ク。小角ノ吹上ゲニ、		
撃ち	つづける)。 テ三節撃チ、四節ニハ左鼓ヲ撃チ加フ(行軍停止まで撃ち		
トシ	〔楯領〕(此ヲ聞キテ)右ノ鼓ヲ道往鼓ニ六段ヲ一節トシ」道往鼓(⑥)ニ六段ヲ一節トシテ三節撃ツ。	出デ往ケ	
チ	〔将軍〕鼓ヲ撃チ上ゲ(5)ニ九段ヲ一節トシテ三節撃チ、	今ハ陣場ニ楯領ヲ解キ	出陣
7	10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
= 1	「将軍」大角一節吹キ、小角一節吹キ、跂ヲ平害(4)【将軍】 大角一節吹ク	集(アツマレ)	集者
	【将軍】大角一節吹ク。	覚 (サメヨ)	
	(初ノ音ハ細ク、中ハ大キク)、次ニ小角一節吹ク。	夜半・鶏鳴	
六ク、	鼓ヲ二十四手 (2) ヲ一節トシテニ行 (3) 半撃ツ、手数六十 〔将軍〕 鉦三段 (1) 撃チ、大角一節吹キ、小角一節吹ク、	「朝・日中・夕・~一時(トキ)	時報
		肉声による号令	号令

された、持権的存在だったのである。(これは苦役というより名誉に近い)、国内上番と雑駈使を免除られて行幸供奉・蕃客迎接に儀仗兵として徴発され復除されい、軍馬飼育・調習を委託された富裕兵士であり、しばいあろう (軟質問題)(戦)。すなわち同じく兵士といっても、

思う)。 種として位置づけられていたと思われる。 襲して陣形を撹乱して味方歩兵集団による決戦を有利に展開 機動力を生命とする個別戦闘であり、「陣法」にもとづく歩 糧の歩兵口糧の約一○倍であったという。 料上にみえる騎兵を正規の軍団兵士であったとみるべきか 馬」の腕をみがけばよい 命とする騎兵戦術 兵は機動力を生かして敵歩兵集団を牽制し、 兵集団戦を基本戦術として採用する律令軍制の場合では、 る理由によると考える。 付された騎乗用軍馬を「家富堪」養者」に預ける規定は 飼育・調習した愛馬を必要とすると思われる。 体となってはじめて自由に疾駆しうるのであり、 か 教練にはなじまない。 という議論を生むのだろう。 と騎兵戦術と関係する。 かかる騎兵の特殊性は、 以上のような、 あるいは後退する敵軍を追撃するなどを任務とする兵 は、 個別に周囲の原野で愛馬を調習し「弓 歩兵隊のような平時の集団的 歩兵隊と異なる騎兵隊の特性が、 また騎兵戦術は、ほとんどいつでも のである(田猟特権を想定してよ 近代ヨーロッパで定量の馬 騎乗用軍馬飼育に要する多額 また騎兵は かかる機動 側面から迂 牧から軍 騎兵 「陣法」 は 馬 糧 力を生 回急 かか 団に 自ら ٤ は定 0 費

> ^{条七)} などがその例である。 射博士」(武義)、「悉赴…弓馬」、 、 坂東九国軍三万人¦教₁習騎射|、試中練軍陣上](ஜº 七条)、「馬 は、 府から審査をうける「国司簡試」の場合である の場合に限られ 戦時の動員をひかえた実戦的教練の場合である。 史料上 |騎兵教練の事実はある。 ている。 一つは、 兼調,1習五行之陣,」(天平宝字 平時に国 L かしそれ 府 に番上して国 は次

制廃止後、健児として差点されたのもこの階層であろう。 之士」だったのであり、捕亡令「臨時発兵」規定によって罪 けることがきわめて稀薄な、 「家富堪」養」「弓馬之士」だったにちがいない。 人追補のため国司が差発するのはかかる騎兵の供給源 このように、 軍団兵士制のなかで騎兵 自己教練の特権を有する「弓馬 は、 制 度的: 軍 統制 団兵 である をう 士

三 差発と軍興-軍事動員-

次に考察しなけれ 通教練によって、平時から建設・維持されていたのであるが、 すなわち律令軍制 |省関係諸条を中心に制度化された軍事行政・平時編成・ 前 節までに述べたように、 律令軍制が戦争遂行のためにいかに使用されたの の現実的 ばならないのは、現実の戦争がいかに決定 使用の 律令軍 動 的過程 制 は、 軍 である。 -防令・ 職員令兵

、戦争の決定

題である。軍制および軍事力は、政治に従属する手段にすぎ定の問題は、軍制の問題ではなく、最高度の政治的選択の問決着させるための特殊な外交政策である。したがって戦争決戦争は、対外関係の緊張を実力行使によって自国に有利に

天平九年(三七)二月十五日、帰国した遺新羅使は「新羅国天平九年(三七)二月十五日、帰国した遺新羅使は「新羅国天平九年(三七)二月十五日、帰国した遺新羅使は「新羅国天平九年(三七)二月十五日、帰国した遺新羅使は「新羅国天平九年(三七)二月十五日、帰国した遺新羅使は「新羅国

あったことを確認しておきたい。

次に注目したいのは、戦争という手段に訴えるか否かを決

(おご年の遺唐使)と新羅の忍受(おご年以降天平初年までの表面君臨する小帝国として自己を法制化し、この関係は唐の認知ある。日本律令国家は、大宝令に「諸蕃」と「夷狄」の上に更をせまる意思表示(「失」常礼「不」受」(音)」)だったことで更をか否かを論議する契機となったのが、日本が新羅に設定したか否かを論議する契機となったのが、日本が新羅に設定した

ここでまず注目しなければならないのは、新羅と戦争する

変更を要求すれば、軍事的威嚇から戦争(渡海作戦)までを交上の原則とした日本律令国家は、新羅がその関係の破棄・認されていた。かかる新羅との朝貢関係を堅持することを外上円滑な使節交換、双方の国書の形式)により国際的にも一応承

事課題、律令軍制建設の窮極の目的が、本来、対新羅関係に 事課題、律令軍制建設の窮極の目的が、本来、対新羅関係に 場が、窮極的には新羅に対する被朝貢国としての地位を維持 制が、窮極的には新羅に対する被朝貢国としての地位を維持 制が、窮極的には新羅に対する被朝貢国としての地位を維持 制が、窮極的には新羅に対する被朝貢国としての地位を維持 一節で述べてきた律令軍制の構造(平時の軍事行政と定期教練 二節で述べてきた律令軍制の構造(平時の軍事行政と定期教練 二節で述べてきた律令軍制の構造(平時の軍事行政と定期教練 二節で述べてきた律令軍制の構造(平時の軍事行政と定期教練 二節で述べてきた律令軍制の構造(平時の軍事行政と定期教練 二節で述べてきた律令軍制の構造(平時の軍事行政と定期教練

した提案ができず、そこで対立する意見を代表する緒嗣と真「軍事与1造作」」政策についてだけは意見が分裂して一致した征夷政策を継続するか中断するかについて、とくに参議した征夷政策を継続するか中断するかについて、とくに参議した征夷政策を継続するか中断するかについて、とくに参議した征夷政策を継続するか中断するかについて、とくに参議を必要としていたのである。十二月七日桓武天皇は、泥沼化大下徳政論争が参考になる。十二月七日桓武天皇は、泥沼化大いると思う。すなわち徳政に関して論章した公卿会議で、日韓を必要としていたのである。 まる はい、天皇が広汎な官人層の意見を徴している点であた。 はい 大皇が広汎な官人層の意見を徴している点であた。 まずるさい、天皇が広汎な官人層の意見を徴している点であた。 まずるさい、天皇が広汎な官人層の意見を徴している点であた。

征討中止を決定したのであろう。道を殿上に召して論争させ、最終的に天皇の決断という形で

のは、 が太政官を制圧していたからにほかならない。 という次元でのみ論議されたにちがいない。前記天平九年征 帝国」と認識する点で、共通の国家意識に立脚していたと思 拠って立つ律令国家を、「諸蕃」・「夷狄」の上に君臨する「小 可というかたちをとったことを示す。律令支配層は、自らの(4) 官公卿会議の発議(支配層の全体意思)を基礎とする天皇の裁 をあげている。これは戦時における大規模動員をも想定して よって提出される議案の一つとして、「差発兵馬一百匹以上」 とったことが想定される。公式令は、最重要国政事項に関 支配層全体の共通課題として論議され、 たらず、また天平宝字期に新羅侵攻計画を強力に推進できた いる規定であり、律令国家の戦争決定の本来的形式が、 めるときに用いられる論奏について規定するが、 て、議政官(公卿)の合議の結果を天皇に奏上して裁可を求 かためたうえで、天皇の名において決断を下すという形式を な官人層までを対象に意見を徴し、公卿会議の討議を経 右の二つの事例から、 開戦か否かの選択も、 光明皇太后の権威を背景とする藤原仲麻呂の専制 おそらく慎重論が大勢を占め具体化されるにはい 律令国家の戦争決定は、 戦争が政策として有効か得策 支配層の全体意思を その手続に 太政 権力 広汎

(二)動員計画と戦争準備

うに、 る。 担夫・水手の選抜、兵糧の調達、 割り当てられた数量の派遣兵士の選抜・実戦的教練、 が派遣され、管内諸国の行政・財政機構を全面的に動 必要とし、 り当て量を算出・報告させ、諸国に動員令が出され 入しうる兵力量、 必要な兵力量 (「便宜」) ―それは戦争目的、作戦規模、 官」とあるように、 力量を決定する。さらに「此省勘;;録応、発之国并人数 能兵力量(「所能」)を計算・報告させ、それを資料に動員兵 ように、 宣||兵部|、々々量||定其便宜并所能||而申」 (ဋ養験説) とある (それが節度使の場合、 官私器仗帳・公私馬牛帳・公私船帳などの雑公文によっ 戦争が しかし、現実の戦争においては、動員に長期の準備期間を 全国の軍事力データを国別に掌握しているからである。 かかる計算を兵部省が行いうるのは、第一節で述べたよ 毎年諸国からの朝集使によって報告される兵士歴名簿 まず兵部省に対し、直面する戦争に勝利するために 決定されると、 戦争準備の任務をおびた「道」別広域軍事 地勢などによって決定されるだろう―と動 太政官は兵部省に動員対象諸国と国別割 中納言・参議など公卿が兼任する点重要) 太政官は 兵器・ 仮令、 船の修理・製作、 合」発」軍 るの かして、 輜重 行政官 であ 『が投 先 可

時の軍編成と軍事行動の全体を指す語であり、「行軍式」とのための「行軍式」の立案を命じている。「行軍」とは、戦画では、三年(岩元)六月十八日、政府は大宰府に新羅「征伐」これを具体例によってみよう。天平宝字期の新羅征討計

牛の徴用、などを行なったのである。

は、 艘(各三、三、三)、兵士四七0人(各三50、三50、三50)、 八月十八日「旱」を理由に、まず南海道節度使が停止された。 決行という予定だったのであろう。 とから推して、三年計画で実施、八年に準備完了、渡海作戦 して兵器を製造することであった。節度使による侵攻作戦準 選抜した派兵要員兵士に実戦的教練を施し、残留兵士を使役 水手||岩0人(各室10、咒10、咒10)の総兵力を「検定」し、 本格的動員準備が開始されるのである。その任務は、 道節度使(南海山陽両道十二ケ国)、西海道節度使が派遣され、 して鎮撫する目的を有していたと推察される。そして五年十 の転換にともなう民衆の動揺・不安を巡察使の教化活動を通 務は「校田」とともに「観||察民俗|」であり、戦時体制へ 年正月二十一日、七道諸国に巡察使が派遣されたが、その任 じた (西海道は三月二十四日にすでに100艘の建造を認可)。翌四 陰道||空艘、山陽道||六||艘、南海道|||空艘、計500艘の建造を命 にもとづき、六月十九日、三年を期限に、北陸道八九艘、 を政策として決定していたのである。作成された「行軍式」 の「行軍式」立案指令より以前に、仲麻呂政権は、新羅侵攻 画 一月三日、 「綱領とでもいうべきものだったと思われる。 補給計画などの作戦全般の立案、すなわち新羅征討 直面する新羅遠征にむけての兵力量・軍編成・ このときの派兵要員兵士らの免租期間が三年であるこ 東海道節度使(東海東山両道のうち十二ケ国)、 ところが準備途上の七年 したがってこ 侵攻計 船三垒 南海 山

それは節度使が推進してきた戦争準備の停止を意味し、ここ

隼人らとともに、律令国家にとって、服属し、教化

慰撫を

内にいて律令国家が自己の秩序内に包摂しえていない蝦夷は

延暦期の対蝦夷戦争についてみてみよう。

同じ列島

家に相即する「小帝国主義」軍隊だったのである。

ないころででしている点で重要である。その特徴の一つは、略戦争をしかけるさいの動員計画と準備過程をもっとも純粋されることはなかった。
この幻に終った新羅侵攻作戦は、日本律令国家の側から侵されることはなかった。

に君臨する「小帝国」として位置づけようとする日本律令 威力を発揮するすぐれて攻撃的・侵略的軍隊であったといわ 律令国家の側から戦争をしかけるときにのみ軍事力としての された広域軍事行政官(節度使)指揮下の国衙行政機構によ を戒厳令に近い統制状態に窒息させつつ、強力な権限を付与 なかたちで示している点で重要である。 ねばならない。それは、新羅を「蕃国」とし、自己をその上 て説かれるような消極的・防衛的軍隊では決してなく、日本 行政的戦争準備を必要とする律令軍制は、 って実行されたのである。このように長期にわたる計 士の選抜と実戦的教練、兵器・船舶の製造と修理、軍粮 指令から同八年侵攻開始(予定)までの五年間に、派遣軍兵 とするという点である。天平宝字三年六月の「行軍式」作成 一個の戦争を実行するために、恐ろしく長い準備期間を必要 穀・塩) の調達と備蓄、馬牛・人夫・水夫の徴用が、 その特徴の一つは、 しばしば誤解され 民衆 的 な \equiv

体制への転換を要求するものであろう。

同年八月八日、

東海

東山両道諸国に「簡閲軍

士兼

この「軍国」体制の

結集は強化され、宝亀十一年(キキ0)三月の伊治呰麻呂の乱を るものではなく、帰服を促す軍事的示威(軍旗をなびかせ鼓吹 言が端的に示しているように、直接的侵攻・掃蕩を目的とす 築」城居41年(「示二官軍之威」従二此地1」(キロタボロピ)の発 蝦夷侵略政策に積極的に投入された。しかし、八世紀後半ま 容認しない侵略政策にほかならない。 通して律令国家の秩序に組織されるべき「夷狄」として位 契機に泥沼の対蝦夷戦争がひきおこされるのであ の武装進出に対し、 主要な目的とするものであった。だが八世紀後半、律令国家 い)、進出地帯の永続的確保のための築城居民・道路建設を の音調にあわせて整然と行進する武装した陣列の示威効果は大き での対蝦夷軍事動員は「発」軍入二賊地一者、為上教二論俘狄| づけられていた。それは独自の政治秩序 (=国 ここでは、第二次・第三次征夷軍編成の動員計画、 蝦夷との基本戦術の対比等を中心に考えてみる。 軍事的対決をいどむまでに蝦夷の政治的 律令軍制は、 家) の形成 かかる対 補

(兵士・兵器・軍粮調達)完遂にむけての厳戒体制=「軍国」東国に対しては、具体的には蝦夷征討軍編成のための「軍輿」を約束するという注目すべき綱紀粛正策が下された。「且守を約束するという注目すべき綱紀粛正策が下された。「且守を約束するという注目すべき綱紀粛正策が下された。「且守を約束するという注目すべき綱紀粛正策が下された。「且守を約束するという注目すべき綱紀粛正策が下された。「且守を約束するという注目すべき綱紀粛正策が下された。「且守を約束するという注目すべき綱紀粛正統の動員計画、補給体ここでは、第二次・第三次征夷軍編成の動員計画、補給体ここでは、第二次・第三次征夷軍編成の動員計画、補給体

年を期限に革甲二000領、東海 (相模以東)・東山 (上野以 三月には東海(駿河以東)・東山(信濃以東)両道諸国に三ケ 呂に節刀賜与、 兼検戎具」使が派遣され、 延暦十年正月十八日、 歩騎吾<<00余人を動員し、多賀城に集結せよとの「勅」を下 ることを命じ、同三日、来年三月を期し、 諸国に糒亖000余斛と塩を、来る七月以前に多賀城に運送す 後の七年三月二日、陸奥に軍粮壹000余斛、東海東山北陸道 検戎具」使が派遣され、征夷戦に投入する兵士の選抜 両道諸国に軍粮IE0000斛、翌十年十月東海東山両道諸国に征 間三年六ケ月。その間、武器・軍粮備蓄のため、 会合している。その間二年七ケ月。また第三次征夷軍の場合、 期日どおり翌延暦八年三月九日「諸国之軍」は多賀城に 装備の点検・補充などの動員準備作業が開始され、 同年六月副将軍坂上田村麻呂ら進軍。 前回同様に東海東山両道に「簡閲軍士 同十三年正月征夷大将軍大伴弟麻 東海東山坂東諸国 延暦九年閏 準備期 東

第二次征夷軍編成の準備過程で、 て国司の行政・財政に依存しているのである。延暦七年三月、 練された兵士の戦場への投入、兵器・ 抜・訓練、兵器・軍粮の調達・運搬が行われたのである。 指揮下で国衙行財政機構を全面的に動かし、派遣軍兵士の選 **2争の勝敗を決する重大な条件であり、これらは窮極にお** 対蝦夷戦争においても、 その間、民衆を戒厳令下に統制しつつ、広域軍 戦争準備にはきわめて長期間 政府が「 運 親の調達 比年国司等無 ·補給 事行政官 を要 は

箭云500余具などの調達が命ぜられている。

る。とりわけ、兵士・兵器が確保されたあとの実戦では、軍敗と作戦の成否のカギを握っていることを端的に示してい 如」此、若有||更然|、必以」乏||軍興|従」事矣」と勅してい心||奉公|、毎事闕怠、屢沮||成謀|、苟曰||司存|、豈応」 く、正規軍どうしの野戦(短期決戦)を想定して組織されて を経てはじめて編成しうる律令正規軍は皮肉にも長期戦に弱 間は、総兵力量と軍粮総量との関数である。長期の準備期間 総数×一人当たりの運搬能力)の関係で決定され、戦争の全期 費量(兵士総数×一人一日当たりの消費量)と軍粮運送量(輜重 人、一日所、食五百卅九斛、以、此支度、一度所、運、僅支, 卌人、一度所」運糒六千二百十五斛、従軍二万七千四百七十 硬直した律令正規軍の基本戦術は、全く通用しないのである。 整然と整列し、鼓吹の号令にあわせて緩慢に行進するだけの て、騎兵小部隊による奇襲攻撃に対し、「陣法」にもとづき という面から遠征軍をじりじりと追いつめ、弱らせる。そし 奇襲攻撃によって泥沼の長期戦にひきこみ、厖大な軍粮消費 勢力のゲリラ戦術は、正規軍との決戦を避け、小部隊による 一条)、「追則鳥散、捨則蟻結」(ホビトス条)と表現される蝦夷武装 は巨大な胃袋であり、一作戦期間と作戦投入兵力量は軍粮消 十一日 | 」の記事 (蒸火、) に明らかなように、在陣中の大軍 粮の補給が重要な問題となる。「河陸両道輜重一万二千四百 るのは、国司の「軍興」(軍事力の調達・動員)が、戦争の勝 いたのである。「攻則奔||逃山藪| 、放則侵||掠城塞|] (汞ů 「弓馬戦闘夷狄所」長、平民数十不」敵;|其一 |] (爲三、承和四、)

以上の如き、長期持久戦と奇襲攻撃に弱い構造的脆弱さを

基本戦術に対応する戦闘形態であり、そこには、「蕃国」新戦、これが「陣法」にもとづく歩兵集団戦という律令軍制のい、ということになろう。正規軍どうしの野戦による短期決の正面からの軍事的対決を目標に構築された軍事力ではな有する律令軍制は、したがって、蝦夷など列島内「夷狄」と

三 動員令

羅との戦争が仮想されていたとみなければならない。

までに到着するよう兵士歴名簿によって召集し(「若有」差行を確案)とあるように、太政官の奏聞にもとづき「契勅」(|発育が下されていることがわかる。「勅符」をうけた国司は、すら、「勅曰、今為」討二逆虜」、調二発坂東軍士」、限二来年三月」、並赴二集陸奥国多賀城二(宝典二人、七、)、「勅、調二発東と「勅曰、今為」討二逆虜」、調二発坂東軍士」、限二来年三月」、会二於陸奥国多賀城」(三九八百余人」、限二来年三月」、会二於陸奥国多賀城」(第十二人、七、)、「勅、調二発東高省条)とあるように、太政官の奏聞にもとづき「契勅」(無義部省条)とあるように、太政官の奏聞にもとづき「契勅」(無義部省条)とあるように、太政官の奏聞にもとづき「契勅」(総録の下されていることがわかる。「勅符」を行うという。

若有11急速1索11接軍1者、国別差11発二千已下兵1、 及上番、 界を越えてはならない のは、 ことによって任務は終了する。 る。某国国司が兵士を引率するのはあくまで結集地までであ 精幹者一人」、押領速相救援」(トビヤ゚ヒタタミ゙)が示すように国 って、結集地で将軍以下現地軍首脳に兵士集団をひきわたす の一員が召集した国軍を結集地まで引率(押領)するの (これは警察作用の延長である)を例外として、 通常、 国司拠、簿以、次差遣」軍4)、「勅二坂東八国」、 軍事行政の範囲内においてであり、「臨時発兵」 (発兵条 ()o 国司が兵士を指揮・ 国司はこの限 統率する 択山国司、 陸奥国 であ 司

行政機構を配置していたからである。 を行政的に維持・ うるのは、 備・動員が行われたことをみた。 とえば節度使) ―国という行政機構を通して計画的に戦争準 汎な官人層からの意見聴取、天皇の裁可)により、太政官によっ 求する兵士・兵器・軍粮・ て計画され、太政官―兵部省― [道] 別広域軍事行政官 (た 本節では戦争が支配層の全体意思(太政官の発議、 その基礎に平時から兵部省― 更新・管理しているからであり、 馬牛・ 船・ 戦争準備を計画的 人 一夫の調達にたえうる -国司を通じて軍事力 作戦が要 に遂行し 広

その具体例である。

四 将軍と行軍―戦時編成―

(-)

節刀

辞見、 罪 | 、禁 」身奏上、軍監以下依 」法斬決、……」 (濡ヒビ+) は逗闕猶多、尋 」其所由 | 、方在 」軽 」法、宜副将軍有 」犯 ;]死 …因授二節刀并軍令一」(巫賢二次)、「征東大将軍紀朝臣古佐美 に対する死罪以下の専決権を仮授されるのである (軍18 する戦争における最高軍事指揮権、 に関する「軍令」布告権を授けられる。 天皇から最高軍事指揮権の象徴である「節刀」と、 「以₁₁左大弁正四位下巨勢朝臣麻呂₁為₁₁陸奥鎮東将軍₁、… 方で将軍以下征討軍首脳の人選・任命が行われる。 戦争が決定され、太政官によって動員準備が開始されると、 (=軍事指揮権) 専任:|将軍;、 詔召昇二殿上一賜二節刀一、因賜二勅書1日、……推2轂 軍令制定権、軍令違反者 承前別将不」慎二軍令 こうして将軍は直面 作戦指 揮

る「節刀儀」を主催するのが大臣であることにもあ 将軍を召喚して詔を読み上げ、 位置づけられていたことに注目したい。 人的構成からみるかぎり、 り天皇から直接軍事指揮権を委ねられる形式をとるもの 言・参議クラスの公卿が任命されており、「節刀」 貴族・官人から人選され、とりわけ将軍は、 われたのである。 っており、 だが一方で、将軍以下の軍首脳 太政官の戦争計画・戦略の忠実な執行機関として 将軍人選・ 任命は、 太政官の出張機関の如き構成をと 勅書と節刀を直接将軍に授 (将軍・副将軍・ 太政官の主導のもとに行 このことは、 三・四位の中納 軍監ら)は、 仮授によ 6 殿上に れて

下軍首脳の「従軍将軍等逗留敗軍之状」を「勘問」している 黒麻呂らが「太政官曹司」で、敗退入京した将軍紀古佐美以 いる。 下の現地軍が太政官の戦争計画に従属していたことを示して 補給・運送計画に依存していたことも (宝亀+1、セ、)、将軍以 また現地軍首脳が、「軍」の編成・維持、征行に必要な軍粮 指示・督励・譴責を加えている(宋卓十一、六、二条、延暦八、六、九条)。 要求され)、それに対して太政官は、天皇の「勅報」の形式で 作戦・戦況について刻々と「奏」し(あるいは「奏」すことを のであろう (が (45) (延暦八、九、)。 ことも、太政官が実質的に戦争指導をしていたことを示すも ・兵器の補給を、 延暦期の対蝦夷戦争をみると、 第二次征討軍の場合、大納言藤原継縄・ いちいち太政官に申請し、太政官―国司 派兵された現地軍 中納 首 言藤原小 脳 は o)

(二) 「行軍」編成

統帥する大将軍の下に各「軍」に将軍が配される(軍21)。 軍率いる「軍」は軍監率いるいくつかの「陣」に分割される。 兵力量の場合、 によれば兵力量三000人~三000人の範囲であり、より巨大な 所」に集結した諸国兵士を結合して「行軍」(==作戦 「軍」と記す)を編成する。 に赴き、差発対象諸 「刀を賜与された将軍とその幕僚たちは「軍所」(本営) 各「陣」単位に勲功を申告するために「陣別勲 前・中・後の三「軍」を編成し、 |国から国司が部領 (押領=引率) して [軍 一個の「軍」の規模は、 全 [軍] を 軍防令 以下 将

軍が、

将軍の指揮・号令どおりに運動するか否かは、

V

係は、 別勲状」の記載形式は「勲人官位姓名、 成される戦時編成のヒエラルヒーのなかにも、 は郡司と人民の関係に対応しており、 れ で形成される「陣列之法」||基本的戦術単位が厳格 のである。こうして、将軍―軍監―軍毅―校尉―旅帥 以下の軍団各級指揮官を厳格に統制し (産25,験益)、軍団 指揮権を背景に「軍令」違反者に対する専決権をもって軍毅 して作戦を遂行したのである (※ =|※)。 軍監は、将軍の 作戦会議を開き、立案・決定し、各「軍」、各「陣」が連繋 具体的作戦計画は、将軍・副将軍・軍監(別将)らが軍営で 複数の軍団によって構成されていたのである。また現地での ば、「陣」は将軍の幕僚である軍監率いる作戦単位 領、其国其団隊正姓名之部伍其郡人之類」とある)から判断すれ 状」「陣別戦図」を提出するが、軍防令申勲簿条にみえる「 つの支配原理が貫徹するように構想されていたのである。 ―兵士のヒエラルヒーと、 ・野営・戦闘行軍の全過程で「軍」の規律と秩序を維持した は軍毅が笞罪専決権をもって兵士を統制 人別所執器仗、当団、主帥、本属、……」 (義解によると 「仮 て諸国からよせあつめた兵士によって形成され 戦闘 注云、兵士姓名、斬首若干級、所執弓箭、左廂軍監姓名之所率 行政上の国司と郡司の関係に、 [の遂行が可能になるのである。 前列五楯二五人・後列五楯 算術的・幾何学的 軍毅と兵士の指 左右廂、相捉姓 軍監と軍毅 (洪条郡)、旅次行軍 律令国家の二 に維 であ た巨大な 0 三五人 揮関係 内で 軍事 揮関 隊正 ŋ 3

軍防令の基本プランにしたがっ

て建設された、

均質

画

(2)

争令軍

軍団兵士制は、

一方で上から唐制を継受した

な人為的構築物であり、

太政官丨

国司

'の中央集権

的

行政 で

0

産 的 か 通教練と、 とえに軍団 かっているのである。 それを基礎とす |単位 に行う平 時 る 0 統 動員直前の実戦的教練の成否に 的 _ 陣法式」 にもとづく共

結 語

とめ、 自 o) 最後に、 さらに、 用につい 本論 軍団兵士制が八世紀の国家と社会に与えた での て展望して、 考察をもとに、 稿をとじたい。 日本律令軍 制 の 特質をま

ことを裏書きする。

日本律令軍制 の特質

羅外交政策の推移と密接な相関関係を有するのであ 動員体制のすべてに貫かれてい 軍 O 力による渡海作戦、 持することを主要な目的として創設された軍隊である。 課題とする新羅に対 の展開過程 する将軍 創出が律令軍制創設の基本構想であった。 歩兵集団戦を想定した軍団での「陣法」教練とそれに照応 事行政による全国軍事力データの集中管理、正規軍 律令軍制 指揮下の戦時編成、 (縮 は、 小 日本との朝貢関係 増強 して、 新羅正規軍との野戦にたえられる軍事力 • 日本の被朝貢国としての地 崩壊・廃棄)も、 長期にわたる準備期間を要する る。 また、 から離脱することを外交 形成過程、 それは、 律令国家 創 兵部省 位を維 あ どうし 大兵 設後 対 新

> 軍団兵士制が歴史的 することによって創設された軍事力であったことを物語り、 係を保存したまま、 朝鮮半島侵攻のために動員された大化前代の国造軍 下から支えられ と同様に、 物であるが、 在地首長 他方、 てい 唐制をモデルに徹底的に制度化 た 重 一人民の伝統的 にみても対新羅戦略を念頭に構築され -毅-このことは、 兵士の 直 接的指 人格的 軍団 兵士 支配関係 揮関係 制 は が ·均質化 の基本関 ょ 郡 か つて 司 た 7

小することができる。 の統制を逸脱した独自の軍事権力の発生を困難に 策遂行の忠実な手段であることを意味する。 政策の手段としてのみ企図されること、 形成することを困難にしている。 の周辺に、 高軍事指揮権が太政官によって強い制約をうけ、 的軍事行政に依存していた。このことは、 と戦争指導は太政官会議が主導し、 | 勅」(太政官符で諸国に布達) ③律令軍制の発動である戦争の決定、 管理、 厳格に統制・管理されていることは、 条件の範囲内で政策を通して自由に軍事力を増 太政官==貴族合議体に対抗する独自の政治勢力を 戦争の準備と動員は太政官―兵部省― 事実、 延暦十一 によって廃止され 第二に、 平時 年軍団兵士制 軍制が政 征討軍の将 の軍事力の 軍事 戦争が政府 第一に、 とともに、 が行政 たのであ 府 天皇が自己 国司 建 天皇の最 の戦争政 校 は の外交 に依 政 団 計 府 任 存 ゎ は 府 維 命 画

峡は、 児など)や新羅(十停・八誓幢など)の複雑な軍事力構 構造にした。それは日本民族の国家意識・民族意識 政策にいちじるしく利己的 る難攻不落の城塞であり、逆に飛び石づたいに大陸と結ぶ海 列島を大陸から隔てる広大な海原は、他民族の侵入を阻止す 国であったことによって、条件づけられていると思う。 的な構造をとっていたことによって、もう一つには日本が島 きく異なっている。かかる軍団兵士制一元主義は、一つには る。このことは、 の軍事力を軍団兵士制一元主義の如くいちじるしく侵略的な 可能にする日本列島の天与の戦略的位置は、日本古代の外交 いた。絶対的安全圏から朝鮮半島に向かって侵攻することを 日本社会が後進的で、 の禁衛軍・辺戍軍も軍団兵士制を母体に編成されたも 日本から朝鮮半島へ侵攻することを比較的容易にして 同時代の唐 比較的(唐・新羅に比して)均質で求心 独善的 (府兵制・兵募・団結兵・長征健 な性格を与え、日本古代 成と大 国際意 の 日本 であ

軍団兵士制は、律令国家によって上から画一的に設定され、(二) 軍団兵士制の国家と社会への反作用

識に時を越えて影響を与えつづけることになる。

班田制は急速に形骸化し、それまで体制として抑制してきた

階層分解の進行が一挙に促進されるのである。

兵士家族の再生産基盤を均等に保障しながら、人口比最大限に強制するが、その目的の一つは、兵士役負担を均等化し、まず律令国家は、籍帳作成を通して編戸制・班田制を社会していく。

は、籍帳作成を通して編戸制・班田制を社会していく。

味で、 持することは、消極的なかたちで、律令財政を大きく圧迫す に軍団兵士制が維持されていることであり、軍団兵士制を維 丁のシスないしシス分の雑徭・庸という厖大な財政収入を犠牲 務の代償に徭役を免除される。このことは逆にいえば、 の兵力量を確保 の要因が除去されたことを意味し、九世紀に入って編戸制・ 廃止は、編戸制・班田制を維持することを強制してきた最大 行う、財政・民政政策の側面を有していたのである。 復活・削減を繰り返すのは、対新羅政策に規定をうけながら ることになるのである。 づけることを政策として強制する。 士制の存続は、律令国家に編戸制・ 一年兵士制停廃も、同様に理解すべきである。そして兵士制 律令国家は本来的に「軍国」体制なのであ ・維持することであっ 律令国家が、 班田制を厳格に徹底し 一方、兵士は交替教練義 兵士制の削減・ たと思われる。 Ŋ (18 その意 暫停 軍団兵 つ

非生産的消費にほかならず、その運用の実務に関与する国司 \mathbb{H} とした隊伍組織を効率的労働力編成に変換し、 し、政府の規制を超えて、 ており、 不、得、|雑使、」の「格」のとおり、立案段階で当然予測され および軍毅以下の指揮官による「非理役使」は、「令条之外、 12 軍団兵士制の運用==交替訓練は、大量の労働力の 「非理役使」することによって蓄財を形成していったの 政府は その規制に腐心しつづけることになる。 国司・軍毅らは、上番兵士の整然 墾田開発・営 紐 織的

化を特異な仕方で寄生的に促進する役割を果たしたのである。ずの軍団兵士制は、逆に、統制の枠内で、地方社会の階層分骸を有する兵士役(歩兵)は、現実には貧窮農民(「無告之人」騎兵に簡点されて上番免除の特典を獲得しえた。国内上番義も、胃身・代身等の手段によって兵士役を忌避し、あるいはである。一方、有力農民は、兵士簡点過程で国司軍毅と結託

- (一九八三)。 立史における国際的契模」、吉田孝「律令国家と古代の社会」註(1) 石母田正【日本の古代国家』(一九七一) 第一章「国家成
- (2) クラウゼヴィッツ【戦争論】第一篇第一章「戦争とは何か」。 クラウゼヴィッツ【戦争論】第一章「軍隊の政治的性格」の基本視角であると思う。 コーリー 「軍隊と革命の技術」第十章 「軍隊の政治的性格」の基本視角であると思う。

- (「ヒストリア」三二、一九六二)、山内邦夫「律令制軍団の(「ヒストリア」三二、一九六二)、山内邦夫「律令制軍団のストリア」二八、一九六○)、米田雄介「律令的軍団の成立」ストリア」二八、一九六○)、米田雄介「律令的軍団の成立」、高橋崇「天武・持統朝の兵制」(『芸林』六一六、一九五五)、高橋崇「天武・持統朝の兵制」(『芸林』六一六、一九五五)、高橋崇「天武・持統朝の兵制」(『天葉集大成』一一、
- (6) 直木孝次郎前掲注(5)論文、米田雄介「律令的軍団の成(6)直木孝次郎前掲注(5)論文、米田雄介「律令的軍団の成立再論」(「原始古代史研究」2、一九七五)などは、主とし立再論」(「原始古代史研究」2、一九六二)は「軍団制は、農軍事組織」(「古代史講座」5、一九六二)は「軍団制は、農軍事組織」(「古代史講座」5、一九六二)は「軍団制は、農工をつねに軍団に勤務せしむることによって徭役体制を維持民をつねに軍団に勤務せしむることによって徭役体制を維持民をつねに軍団に勤務せしむることによって徭役体制を維持民をつねに軍団に勤務せしむることによって徭役体制を維持民をつねに軍団に勤務せしむることによって徭役体制を維持民を対象が、野田領志「日本律令軍制の特質」(「日本史研究」と述べ、野田領志「日本律令軍制の特質」(「日本史研究」として、一九六五)は、律令軍制を律令人民支配の武器を表表と求める。
- の訓練に関する一考察」(「続日本紀研究」二二四、一九八二)。考察」(「ヒストリア」六二、一九七三)。北啓太「軍団兵士究」(一九八二)収録諸論文、とりわけ「軍毅についての一行) 前掲註(5)(6)論文。また、橋本裕「律令軍団制の研
- (9) かかる視点を強調する研究として、瀧川政次郎「律令制(8) 野田註(6)論文に、その傾向が強く感じられる。

諸問題」(『歴史教育』一一—五、一九六三)、石母田正『日

若干の問題」(『隋唐帝国と東アジア世界』所収、一九七九) 本の古代国家】二四五頁、菊池英夫「日唐軍制比較研究上の

- 10) この視角は、石母田正氏が『日本の古代国家』および「古 代における「帝国主義」について」(「歴史評論」二六五、一 九七二)ではじめて学問的に提起されたものであり、本稿は
- 研究」別冊、一九七五)、北啓太 [天平四年の節度使] ([奈 軍隊』(一九七五)、村岡薫「律令国家と軍事組織」(『歴史学 る。石母田氏の提起後、東アジア国際関係や対外戦争との関 石母田氏の基本的観点に全面的に依拠して構想したものであ わりで律令軍制をとりあげた研究に、笹山晴生『古代国家と
- 11) 兵士歴名簿がないこと、提出先を主税寮としていることか ら、軍団兵士制廃止後の現実を反映している。

良平安時代史論集』上所収

一九八五)などがある。

- 12 館研究報告』3、一九八四)。 平川南一出雲国計会帳・解部の復原」(「国立歴史民俗博物
- 13 (『続日本紀研究』七─八、一九六○) に継承され、浦田明 石尾芳久「日唐軍防令の比較研究」(「日本古代法の研究」) 九五九)が提唱し、直木考次郎「軍団の兵数と配備の範囲

編戸制が軍団制と密着して構想されていたこと、編戸制の一 子 [編戸制の意義] (「史学雑誌」八一―二、一九七二)、吉 つの目的が一兵士を出す「戸」の創出にあったことを想定す 田孝前掲註(1)書Ⅱ「編戸制・班田制の構造的特質」は、

14

従うべき見解である。

山里純一「律令地方財政における軍事関係費について」(「立

19

20

- 正史学』五八、一九八五)。
- (15) 造兵司・国司による兵器生産は、国家による兵器の独占を 償によって行われること (軍42)、「弓箭兵器」の「諸蕃」との 意図するものではない。兵士過失破損の補塡が「沽価」の弁

だったのである。 生産は、規格化された兵器体系で全軍を装備することが目的 にみえる「伯姓器仗帳」は、国家権力が民間武装状況を把握 持を前提とする規定であり(宝典ド、ビ)、前掲「出雲国計会帳」 百姓執||随身兵|||「百姓便||弓馬| 者」の文言は百姓の武器所 兵具隁」があること (薩蒙) は、個人装備の売買が公認されて 人追捕に動員することであったと思われる。国司による武器 しようとしたものである。その目的は、民間武装能力保持者 いたことを示す。また沿海防衛に関する「警固式」の「当界 交易禁止(弱線)、東市五一隁のなかに「太刀隁、弓隁、箭隁、 (「便」,弓馬」者」)を、「臨時発兵」規定により沿海防衛・罪

- .16) 全国の全軍団が1000人で構成されていたわけではない。「類 聚三代格』天平十八年十二月十五日太政官奏、弘仁四年八月 九日太政官符等によれば、KOO人・吾OO人・100人の軍団も存
- (17) 直木前掲註(13)論文。
- 18 者註は「直ぐに敵に接触するおそれのないような行軍を旅次 行軍と言う」とする(岩波文庫版)。 クラウゼヴィッツ「戦争論」第五篇第一○章「行軍」の訳
- 吉田孝前掲註(13)論文。
- 平川南「胆沢城跡第四五次調査出土漆紙文書」(「胆沢城跡

22

内武男『日本の古印』一九六六)。

筑前国から「御笠団印」| 遠賀団印」が出土している(木

長制的秩序の規制力を認めることができよう。 いるところに、軍団兵士制の背後にあると想定される在地首 の目的の一つであったと思う。もう一つの目的として、 らす。被害の地域的・年齢層的拡散をはかることが右の配慮 死・負傷)は、被害の特定郷々・特定年齢層への集中をもた 特定年齢層兵士役集中を想定した場合、戦時の兵力消耗 度を想定することも可能かと思う。すなわち、一郷=一隊、 **俊男前掲註〈5〉論文)、次のような隊伍編成上の政策的配** 兵士年齢が同一世代に集中していないこととあいまって(岸 ることを避け」ている、という重要な指摘をしておられる。 づき、一番代、十番代、二十番代……というような単位で、 名取団所属の柴田郡関係の兵士歴名簿とみて、「"戸番』 に基 昭和五九年度発掘調査概報』所収)は、第四三号漆紙文書を もし隊伍得成上の本来的規則であったとすれば、 (兵士)を平均して抽出し」、「同一の郷出身者で隊を編成す) 規律を日常的共同性から切断することが考えられはしない しかし、これら隊伍編成への配慮が同一郡内で行われて 現存戸籍の

21) 前掲註(16) 天平十八年十二月十五日太政官奏は「陸奥国団六院」「[___]国団一院」と記している。院とは、周囲に屛歩めぐらした大きな構えの家の意で、官衙の称としての用法がある。野田註(6)論文が主張する、軍団=行政機構・器庫論は、軍団の兵士・兵器管理機構の側面だけを切りはなして強調したものである。

24) 野田註(6)論文は、職員令軍団条の軍毅職掌規定からで付近の「団(段)原」、「上段原」「下段原」の字名を「軍団の兵舎や演習場」跡と想定し、藤岡謙二郎「国府」(一九六の兵舎や演習場」跡と想定し、藤岡謙二郎「国府」(一九六の兵舎や演習場」跡と想定し、藤岡謙二郎「国府」(一九六の兵舎や演習場」跡と想定し、藤岡謙二郎「国府」(「人文地理」21-5、一九六九)は、出雲国意宇団、熊谷団の比定地理」21-5、一九六九)は、出雲国意宇団、熊谷団の比定地理」21-5、一九六九

はなく、正税帳・計会帳の第一次史料から軍毅の職掌・実態

- 様こ、軍殺ことって平寺の昨本来内な唯务こすぎない。 可行政文書によってではなく(これらは伝存していない)、国 する文書によってではなく(これらは伝存していない)、国 と結論される。一見実証的であるが、戦時の動員・編成に関 と結論される。一見実証的であるが、戦時の動員・編成に関 とががし、軍毅を軍隊指揮官とする従来の見解は否定される」
- (25) 岸・直木前掲註(5)論文、橋本前掲註(7)論文。様に、軍毅にとって平時の非本来的な雑務にすぎない。
- (27) 北前掲註(7)論文。北氏は、国史大系本『続日本紀』慶関係」。関係」。日本の古代国家』第四章第一節「首長制の生産
- 防令以下の兵士使役規定から諸施設の守衛・修理等に求めら(28) 野田前掲註(6)論文は、国内上番兵士の主要任務を、軍諸写本の校合によって明らかにされた。 雲元年六月三日条の「国別」が「団別」の誤記であることを
- ~ 予刊言書生(4~)音で、香は谷「寸刊の川を向きな」(7:兵士の本来的な任務ではない。 れるが、これらは「令条」に認められた「雑使」なのであり、
- 29) 野田前掲註(6)論文、橋本裕「射田の制度的考察」(「史

註(7)論文等は、それぞれ教練についての理解の差はある 事訓練制度」(『続日本紀研究』二一一、一九八○)、北前掲 学雑誌』八九一二、一九八〇)、胡口靖夫「律令軍団制の軍 にせよ、軍毅とともに国司も実際に訓練を行なっていたと考

.30) 橋本前掲註(29)論文が詳しく分析している射田はこのよ えている。

うに理解したい。

- 足|、長短之利、以教;;其身|、賞罰之誠、以教;;其心|、]の 以教;;其目;、号令之教、以教;;其耳;、進退之度、以教;;其 する五種の方法」とし、『羣書拾唾』の「兵五教、形色之旗、 諸橋轍次『大漢和辞典』巻一(四七六頁)は「兵卒を訓練
- 32) 「陣法」教習を、律令軍制の基本戦術である歩兵集団戦の 文を発表されている)、村岡薫「八世紀末『征夷』策の再検 掲註(29)論文(その後、胡口氏は自説を補強する一連の論 ための集団的教練として意識的にとりあげた研究に、胡口前
- だし胡口氏は「陣法」について示唆に富む提言、重要な史料 摘されたとおりであり、また、本文で述べるとおりである(た よる定期教練で「陣法」教習が行われていたことは北氏が指 うであるし、「季冬習戦」など想定しなくても、国内上番に 北氏の批判の如く「季冬習戦」の論証には成功していないよ 規模軍事演習)の存在を論証することにあるようであるが、 冬習戦」(唐兵制の軍事思想を継受した国司による冬期の大 討」(『古代天皇制と社会構造』所収、一九八〇)、北前掲註 (7) 論文などがある。胡口氏の研究の目的は、もっぱら「季

- 教習方式理解を基本的には支持するが、国司の「陣法」教習 無関係であるとされた点は従えない。筆者は北氏の「陣法_ 要な指摘であるが、平時編成・教習単位・戦時編成を相互に した「陣法」教習の全国画一性・統一性を強調されたのは重 を随所で提示されている)。また村岡氏が、対外戦争を想定
- (3) 荷田在満「貞観儀式鼓吹司試生儀解」(『荷田春満全集』第 十巻所収)は、難解な「儀」を詳細に注解しており、「儀」 点は従えない。

権が地方豪族の軍事力の伸長を抑圧するためであったとする

- (34) 笹山前掲註(10) 書「序にかえて」、第一章「「皇軍」のな りたち」。 解釈のよき手引きになった。
- 36 (35) 『続日本紀』慶雲二年十一月十三日条、同三年十月十五日 条、和銅二年十月二十六日条、同七年十一月十一日条など。 クラウゼヴィッツ前掲註(2)書第五篇第一四章「給養」。
- (37) クラウゼヴィッツ前掲註(2)書第五篇第四章「軍におけ る兵種の比率」。
- (38) 橋本裕「律令軍団制と騎兵」(『続日本紀研究』二一七、一 九八一)。
- 40 「39) 石母田「日本古代における国際意識について」、同「天皇 41) 石母田前掲註(1)書第三章第三節「東洋的専制国家 と『諸蕃』」(同『日本古代国家論第一部』所収、一九七三)。 石母田前掲註(1)書第一章第四節「第二の周期天平期」。 天皇制と太政官」。早川庄八「古代天皇制と太政官政治」(「講

座日本歴史』古代2所収、一九八四)。

〈付記〉

- 43 42 擅興律乏軍興条逸文に「乏,,軍興,者斬」とある。 石母田前掲註(1)書第一章第四節「第二の周期天平期」。
- じることは不十分である。 るのであり、後者の側面との連関ぬきに律令軍制の特質を論 令軍事体制」は「太政官を中心とする行政機構」による平時 てあった」と特徴づける。 異なる体制として、臨時に、又具体的目的に応ずるものとし た」「律令軍事体制は、令制に認められる(行政) は体制上異なるものとして、天皇によって直接統括されてい 行政や動員体制、平時編成との連関から切り離して強調し、)軍事力の建設・維持・更新を前提としてはじめて実行しう 律令体制下の軍事指導は、 野田前掲註(6)論文は、律令軍制のこの側面だけを軍事 しかし、 太政官を中心とする行政組織と かかる「軍事指導」「律 組織とは
- 45 政官の役割の強さを強調する。 石尾前掲註(13)論文は、 律令軍制と戦争指導における太
- 46 しての国家」。 石母田前掲註(1)書第四章第二節3 「生産関係の総括と
- 47 浦田前掲註(13)論文。
- 吉田前掲註(1)書。

48

日本律令軍制の構造と展開 題の所在

節以下略)。

本稿のもとになったシンポジウム報告の構成は次のとおりである

第二章 律令軍 律令軍 律令軍制の展開過程 制の基本構造 制の形成過程

唆をえた。記して感謝したい。 紙数の都合で割愛した。そこでは、 押部・坂本(日)の諸先生が加わった準備会での討議から多くの示 び西別府・佐竹氏と行なった勉強会、 九)を参照されたい。 えず拙稿「王朝国家国衙軍制の成立」(『史学研究』一四四、 する対応策について論じた。 を独立させて掲載する。なお、第一章のうち、 諸般の事情で、 第四章 国内武装蜂起の鎮圧、罪人追捕、突然の海外からの侵攻に対 延暦十一年軍団兵士制廃止と健児制への転換 報告の全体をまとめることを断念し、 準備過程で、 その基本的考え方については、 本論で考察した律令軍制とは異 共同報告者の宮地・村田氏およ さらに寺地 (東)、 五「臨時発兵」は、 向山 第 一章だけ とりあ 一九七 (西)、

広島大学文学部

The basic Structure of The Ritsuryo (律令) Military System of Japan

by Tatsuhiko Shimomukai

In this paper, I examined the following four aspects in *Ritsuryo* military system of Japan, laying stress on the international relationship to the far east States.

- 1) The military administration in peace time of Hyobusyo (兵部省) and Kokushi (国司).
- 2) Peace organization of *Gundan-heishi* (軍団兵士) system, and the common training on the basis of an infantry manual.
- 3) Mobilization lead by Daijokan (太政官).
- 4) War organization commanded by Syogun (将軍).